

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

第十七条 別表第一第一号(土)イから(ホ)までに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、配偶者居住権の設定の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

省略	省略	地上権、永小作権、賃借権又は探石権のその他の原因による移転の登記	千分の五
省略	省略	配偶者居住権の設定の登記	千分の一
省略	省略	所有権の信託の登記	千分の二
省略	省略		

2・3 省略

4 地上権、永小作権、賃借権若しくは探石権の設定の登記がされている土地又は賃借権若しくは配偶者居住権の設定の登記がされている建物について、その土地又は建物に係るこれらの権利の登記名義人がその土地又は建物の取得に伴いその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、別表第一第一号(二)の税率欄に掲げる割合に百分の五十を乗じて計算した割合とする。

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

第十七条 別表第一第一号(土)イから(ホ)までに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

2・3 同上

4 地上権、永小作権、賃借権若しくは探石権の設定の登記がされている土地又は賃借権の設定の登記がされている建物について、その土地又は建物に係るこれらの権利の登記名義人がその土地又は建物の取得に伴いその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、別表第一第一号(二)の税率欄に掲げる割合に百分の五十を乗じて計算した割合とする。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	一 不動産の登記(不動産の信託の登記を含む。 (注)この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木 に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項 (定義)に規定する立木をいう。						
			(一)～(三) 省略	省略	省略				
			(三) 配偶者居住権の設定の登記	不動産の価額	千分の二				
(四)～(七) 省略	省略	省略	(一)～(三) 省略	配偶者居住権の設定の仮登記	省略	千分の一			
(七) 仮登記	省略	省略	イ～ハ 省略	記	ホ 省略	ヘ 省略	ト 省略	(三) 省略	(五) 省略
二～三十七 省略	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
三十八 信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は自己信託に係る事務に関する事業を行う者、特定大学技術移転事業承認事業者若しくは信託契約代理店の登録	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
(一)～(三) 省略	省略	省略	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
四 信託業法第五十条の二第一項	登録件数	一件につき十	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	一同上			
			(一)～(三) 同上	同上	同上	
			(三) 同上	同上	同上	
(四)～(七) 同上	同上	同上	(一)～(三) 同上	同上	同上	同上
(七) 同上	同上	同上	イ～ハ 同上	同上	同上	同上
二～三十七 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
三十八 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
(一)～(三) 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
四 信託業法第五十条の二第一項	同上	同上	同上	同上	同上	同上

百四十二の二～百六十 省略	(二) 限り、更新の登録を除く。 (五) 省略	省略	省略
		省略	
		省略	

百四十二の二～百六十 同上	(二) 限る。 (五) 同上	同上	同上
		同上	
		同上	